

金融所得課税一体化の行方

制度調査部
吉井 一洋

政府税調の報告書は、一体化の方向示すも、損益通算に制限

【要約】

2004年6月15日に、政府の税制調査会は、「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」をとりまとめた。

この「基本的な考え方」では、現在、商品や所得の種類ごとに異なる金融所得の税制を可能な限り一本化(20%分離課税)し、株式等の譲渡損などについて他の金融所得との通算の範囲を拡大する方向性を示している。

ただし、配当などの経常的な所得と株式譲渡損との通算に制限を設けること、利子を一体化・損益通算の対象とする時期は、先送りする意向などを示している。

損益通算については、確定申告を条件とし、納税者番号制度を選択した納税者のみに認める考え方を示している。

1. 金融所得課税の一体化とは？

2004年6月15日に、政府の税制調査会(以下「政府税調」)は、「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」を公表した。政府税調とは、税制改革・改正の基本方針を決定する内閣総理大臣の諮問機関である。この報告書では、今後、金融所得課税をできる限り「一体化」することを目指すべきであるとの方向性を示している。一体化のポイントとしては次の2点が挙げられている。

金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること
金融所得間で損益通算の範囲を拡大すること

2. 一体化が必要な理由とメリット

なぜ、金融所得課税の一体化が必要なのだろうか？

現在、個人が証券投資や金融商品の取引を行った場合の税制は、商品の種類ごと、所得の種類ごとに課税方法や税率が異なる複雑な制度になっている。株式の譲渡損益のように確定申告が必要な所得がある一方で、預貯金の利子のように、源泉徴収だけで納税が完了する所得、配当のように、源泉徴収しながら確定申告による還付を認める所得もある。税率も金融商品や所得の種類により、10%、18%、20%、総合課税の累進税率など、異なる税率が適用されている。このような税制は、個人投資家にとってわかりにくいだけでなく、税負担の違いが個人の金融商品の選択に影響を与えてしまうという問題がある。

さらに、現在の税制は、投資がうまくいって利益が出た場合には課税されるが、損失が生じた場合はその控除が認められない、あるいは控除が制限される制度になっている。例えば、株式について言えば、譲渡益を獲得した場合には10%又は20%の税率で課税される。しかし、譲渡損が生じた場合は、株式や株式投資信託の譲渡益からしか控除できず、他の所得からは控除できない。上場株式等や公募株式投資信託の譲渡損であれば、翌年以降への繰越しが認められているが、3年間とい



う期限が設けられている。これでは、個人は株式や投資信託などの元本リスクのある商品に投資するのに二の足を踏んでしまう。

わが国の個人金融資産の構成を見ると、現預金の比率が 55.2%なのに、株式の比率はわずか 5.5%（出資金を含めても 8.2%、投資信託を含めても 10.6%）に過ぎない（2004 年 3 月末速報値）。米国では、株式、出資がそれぞれ 15%程度ずつで、投資信託が 10%弱であり、これと比べると著しく低くなっている。個人の資金を「貯蓄から投資へ」シフトさせ、産業活動への資金供給を促すことが喫緊の課題とされている中で、今の税制はこれに十分対応し切れない状況にあるといえる。

政府税調の報告書では、これらの問題点を解決し、「上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため」には、金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要であるとしている。一体化が実現されれば、金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、ニーズに応じて投資対象を選択できるようになる。一般の個人投資家が、投資判断を行うにあたって、簡素でわかりやすい税制になる。

さらに、損益通算の範囲を拡大することで、投資リスクが軽減される。例えば利益が 150、損失が 100 で、税率が 20%であった場合、損失を利益から差し引くことができなければ、投資家は 30(= $150 \times 20\%$)の税金を負担する。しかし、損失を利益から差し引ければ、税負担は 10(= $50 \times 20\%$)となり、20 だけ減少する。即ち、損失 100 のうち、国が 20 の負担を税収減という形で分担したことになる。このように株式などの譲渡損を通算できる所得の範囲を拡大すれば、株式投資になじみのない一般の個人投資家も投資を行いやすくなる。

3. 「一体化」の具体的な対象

今回の政府税調の報告書はあくまで方向性や大枠を示すものである。一体化の詳細は秋以降の議論に委ねられる。報告書に述べられている内容をまとめると、次のようになる。

(1) 20%分離課税への統一(図表 1)

政府税調の報告書では、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図り、所得分類の違いによる税負担の違いを小さくしていくことが適当であるとしている。株式譲渡益の税率(上場株式等は 5 年間の経過措置終了後の平成 20 年以降の税率)や利子の税率が 20%であることから、基本的には 20%の分離課税に課税方法を統一していく方向性を示している。

報告書では、現在、総合課税と申告不要制度の選択制となっている上場株式等の配当や公募株式投資信託の分配金を 20%の分離課税とする考えが示されている。大口株主は、事業参加的側面が強いことから、総合課税を維持することとしている。未公開株式についても、同様であると思われる。ただし、どのような株主を大口株主とするかは秋以降の検討に委ねられる。

配当の場合、法人税課税後の利益から分配されるため、支払法人と個人株主の二段階で課税される。この二重課税を調整するため、総合課税の場合に限り、配当控除という調整措置が設けられている。報告書では、分離課税とすれば法人税負担を含めても個人の負担は相当軽減されると述べており、配当控除を廃止する旨を示唆している。

現在非課税である公社債や公社債投資信託の譲渡益については、株式と同様に課税し譲渡損は税務上の損失と取り扱うべきであるとしている。償還損益も譲渡損益とのバランスに配慮し検討すべきであるとしている。ただし、公社債の譲渡損益の具体的な課税方法についての記述は無く、実務的な検討を早急に進める必要があるとしている。基本的には 20%の分離課税を想定しているものと思われる。

その他、為替予約のない外貨預金の為替差益、保険の満期保険金や解約返戻金等のうち保険料の運

用の成果と見られるものについても、20%の分離課税とすることを検討すべきとしている。

図表1 金融商品間の課税方式の均衡化(20%分離課税への統一)

現行制度

	税率	課税方法
株式等譲渡益 1	20% (H19 末まで 10%)	申告分離
配当・分配金 2	20% (H20.3 まで 10%) or 累進税率	申告不要 or 総合課税
公社債等譲渡益	-	非課税
公社債償還差益	利付債 累進税率	総合課税
	割引債 18%	源泉分離
利子	20%	源泉分離
外貨預金為替差益	累進税率	総合課税(雑所得)
保険	累進税率	総合課税(一時又は雑所得)



1 公募株式投資信託を含む。未公開株式は 20%
2 未公開株式、保有比率 5% 以上の上場株式は
原則総合課税

一体化後

	税率	課税方法
株式等譲渡益	20%	分離課税
配当・分配金 3		
公社債等譲渡益		
公社債償還差益		
利子		
外貨預金為替差益		
保険		

3 大口株主、未公開株式の配当を除く

(2) 損益通算の範囲拡大 (図表 2)

報告書では、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当であるとしている。しかし、その一方で、譲渡所得と配当・利子との性格の違いも指摘している。譲渡所得は、資産の取得から一定の期間をかけて発生した含み損益を譲渡により実現したものであり、その譲渡の時期は、納税者が任意に選択できるので、配当・利子のような毎年経常的に生じる所得と性格が異なるというわけである。報告書では、このような性格の違いを踏まえ、諸外国の例、特に米国では譲渡損と他の総合課税の所得との通算に3,000ドルという上限を設けている例を挙げ、株式譲渡損失等と経常的な所得との通算に上限を設ける考えを示している。さらに、総合課税との損益通算、分離課税でも税率が異なる所得との損益通算は認めるべきではないとしている。

各所得別に見ると、株式の譲渡損益と公社債の譲渡損益は認めることとしている。しかし、公社債の償還差損益は通算の対象になるかは明確にされていない。

株式譲渡損失と配当所得の損益通算については、上場株式や公募株式投資信託の譲渡損と上場株式の配当や公募株式投資信託の分配金との通算を、あくまで政策的に認めることとしている。ただし、通算には上述したように一定の制限を設ける旨が示されている。損益通算し切れなかった株式譲渡損失は、翌年以降3年間繰り越し、翌年以降も損益通算を認めることとしている。未公開株式の配当や大口株主の配当については、記述しておらず、通算を想定していないものと思われる。

図表2 損益通算の範囲拡大（政府税調報告書）

現行制度

	株式等 譲渡益	株式投信 解約・償還益	配当 分配金	公社債 譲渡益	利子	公社債 償還益
株式等譲渡損		×	×	×	×	×
株式投信解約・ 償還損		×	×	×	×	×
公社債譲渡損	×	×	×	×	×	×
公社債償還損	×	×	×	×	×	×

は損益通算可、×は不可



一体化後...利子所得も含めできる限り拡大

	株式等 譲渡益	株式投信解約・ 償還益	配当 分配金	公社債 譲渡益	利子	公社債 償還益
株式等譲渡損						?
株式投信解約・ 償還損						
公社債譲渡損						
公社債償還損	?					

ただし、経常的所得との通算額に上限
対象を段階的に拡大

公社債や預貯金の利子と株式譲渡損失との通算については、株式投資リスクが一層軽減できるというメリットがあるとしている。ただし、利子は、現在、源泉徴収で納税が完了する源泉分離課税であるため、確定申告が認められず、支払調書（注1）も提出されていない。報告書では、株式譲渡損失と利子との損益通算を認めるための条件として、利子の確定申告を可能とすると共に、取引を捕捉するために支払調書の提出を求めていく必要があるとしている。さらに、これに伴う税務当局・金融機関等の事務負担の増加、利子との通算による大幅な税収減にも留意する必要があるとしている。利子との損益通算は、これらの解決に向けた実務的な検討を経た上でのことであり、その実施の時期は当分先になりそうである。仮に利子まで損益通算が認められたとしても、例えば、配当、公募株式投資信託の分配金、利子、株式譲渡損益、公募株式投資信託の譲渡損益、公社債の譲渡損益を全てきれいに通算して税額を計算する制度となるかは、現段階では不透明である。

その他、株式の発行会社が倒産して無価値化した損失は損益通算の対象とし、預貯金のペイオフ損失は損益通算の対象外とする考えが示されている。

外貨預金の為替差損益や金融所得類似の保険収益に関しては、20%分離課税となった場合でも、損益通算の対象となるかは報告書では明らかにされていない。

先物・オプション取引は、既に、20%の申告分離課税となっているが、損益通算の対象になるかは明示されていない。

(3)不動産などの取り扱い

不動産関連所得は、一体化のモデルである北欧の二元的所得税では、金融所得と共に資本所得に含め、勤労所得と分離し低い一定税率を適用している。しかし、政府税調の報告書では、公共性のある資産として、税制上特別の取り扱いがされていることなどから、不動産は当面、一体化の対象と

しない旨が示されている。

その他、商品ファンドやゴルフ会員権などについては特に記述が無く、一元化の対象と想定されていないものと思われる。

図表 3 各所得別の取り扱い（政府税調報告書）

配当所得	株式の配当、公募株式投信の分配金 20%分離課税（配当控除廃止） 大口配当は対象外 譲渡損との損益通算に上限 ・非上場株の配当との通算は不可？ ・株式投信の解約益との通算にも上限？
公社債譲渡損益	譲渡益課税、譲渡損は通算可能 公社債投信の譲渡損益も同様 償還差損益とのバランス 具体的な課税方法は今後検討 株式と公社債の譲渡損益通算可能 償還差損益は？
利子所得	預貯金利子、公社債利子、公社債投信分配金・解約差益 20%源泉分離（申告不可） 申告により譲渡損等との損益通算可能に ただし、通算には配当と同じく上限 支払調書の整備（所得の捕捉） 税務当局・業者の事務負担、収税への影響 導入先送りへ
その他	株式発行会社の倒産による損失は通算 預金のペイオフ損失は通算せず 外貨預金の為替差益、貯蓄性保険 ・20%分離課税 ・損益通算は対象外？ デリバティブは損益通算の対象外？ 商品ファンド、不動産、ゴルフ会員権は一元化の対象外

3. 納税者番号の導入

図表 4 選択制の番号制度導入

損益通算対象拡大の条件
 損益通算は申告による。（源泉徴収制度は維持）
 支払調書と申告書の名寄せ・・・番号制度が必要
 ・損益通算の適用を受ける者は番号を利用
 ・損益通算の適用を受けない者は番号利用不要
 全国一律でなく税務当局独自の番号も可能

一体化により損益通算の範囲が拡大した場合、損益通算を行うための確定申告が必要となる。報告書では確定申告の漏れを防ぐため、予め税金を前取りしておく源泉徴収制度が引き続き重要であるとしている。即ち、予め20%等の税率で源泉徴収して、譲渡損などが出た場合に確定申告に損益通算して還付を受ける制度を想定しているものと思われる。

損益通算のための確定申告が行われた場合、税務当局はその内容が正しいかどうかを確認する必要がある。そのためには、証券会社や金融機関における本人確認の徹底と支払調書制度を充実しなければならない。しかし、利子のように大量に発生する所得もあることを考えた場合、支払調書と確定申告書を住所・氏名などで名寄せすることは困難であり、何らかの番号制度を導入し、番号に基づいて名寄せすることが効率的である。しかし、このような番号を強制的に一律に導入することには国民の抵抗が予想される。そこで報告書では、損益通算の適用を受けようとする納税者は番号を利用し、そうでないものは番号を利用しないでよいという、選択制による番号制度の導入を提案している。選択制であれば、申告納税者が急増するという事態も回避できる。番号も住民票コードや年金基礎番号のような全国一律の番号である必要は無く、番号制を選択する納税者に税務当局が番号を付与することでも対応できる。番号制を利用する納税者は、付与された番号を証券会社や金融機関などに通知しておく必要がある。これらの業者から番号情報が漏洩を防止するため、報告書では、必要に応じてプライバシー保護のための特別の措置（例えば番号を漏洩した業者への罰則の適用など）を検討する必要があるとしている。

5. 今後のスケジュール

政府税調では、秋以降に一体化の具体的な内容について議論を再開する。早ければ2005年度の税制改正で法改正を行い、できる部分から段階的に実施していくものと思われる。

現在、株式譲渡益は2007年末、配当は2008年3月末まで、10%の軽減税率が適用されている。政府税調の石会長は、最終的な一体化の実施はこの経過措置の期限が到来した後としながらも、同じ10%の税率が適用される配当と株式譲渡損益などとの間から実施し、段階的に適用対象を拡大していく考えを示している。その際には、配当と株式譲渡損といった部分的な損益通算しか認められない段階でも、番号制を導入する意向を示している。

6. 秋以降の議論に望まれること

金融所得に関しては、経済産業省も、政府税調に先駆け4月30日に報告書を公表している。(注2)

図表5 経済産業省の報告書

<p>一体化（一元化）の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口株主の配当、デリバティブ、商品ファンドも対象 ・不動産は対象外 <p>税率は15%程度を想定</p> <p>損益通算の制限は無し（対象、金額共に）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FPアンケート・・・8割有効、所得操作の可能性低い <p>納税者番号制度の選択的導入を提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FPアンケート・・・8割強が支持

この経済産業省の報告書では金融所得課税の「一元化」を目指すべきとしている。政府税調が示す「一体化」とは、現在の所得区分は維持したままで、その中で課税方法や税率をできるだけ揃え、損益通算の範囲を拡大するというものである。これに対し、「一元化」は、現在の所得区分の上に、「金融所得」という定義を導入することも視野に入れている。このような定義を導入すれば、新しいタイプの商品が登場した場合、その所得が「金融所得」の定義に該当すれば、「一元化」の対象とすることができる。政府税調の議論でも「一体化」の対象となるべき金融商品をできるだけ制約しないことが望まれる。

経済産業省の報告書では、産業金融育成に重点を置いていることもあり、利子も含め、金融所得内の損益通算を制限無しに幅広く認めるよう求めている。政府税調の報告書のように損益通算に上限

を設けたのでは、「貯蓄から投資」へ資金シフトを促す効果は大幅に減少するものと思われる。損益通算には制限を設けないことが望まれる。政府税調が損益通算に上限を設けるべきとしているのは、制限なしに通算を認めると、納税者が株式等の損が出ている場合はこれを意図的に実現して経常所得から控除し、利益が出ている場合は実現を遅らせる可能性があるとの懸念による。しかし、大和総研が経済産業省の委託で、FPを対象に行ったアンケート調査では、そのような行為が行われる可能性は低いとの結果が出ている。(注3)

税率については、経済産業省の報告書では、現在の給与と所得者の税負担水準も踏まえ、15%程度の税率を示している。証券界では、個人金融資産に占める株式の比率が米国並になるまでは、株式の10%の軽減税率を継続するよう求めている。理論上はともかく、政策的にそのような対応を検討する余地はあると思われる。

納税方法は、政府税調の報告書どおり、確定申告をベースにし、損益通算を行う際には番号制の選択を求める制度が望まれる。特定口座の対象拡大で対処すべきとの意見もあるが、一つの特定口座だけで全ての金融取引をカバーするのは困難であり、結局、確定申告が必要となるケースが多いものと思われる。同じ顧客が複数の証券会社・銀行に設けている特定口座の取引情報を一つの業者に集約して納税を代行させるといった方法も考えられるが、このような方法では、個人情報保護法の制約から、同じ金融グループ間での取引情報のやりとりが中心となり、金融コングロマリット化が進み、業者間の競争が抑制される可能性がある。

(注1) 取引を捕捉するため、税務当局が、金融所得等の支払者に対して提出を求める調書。支払金額や支払先が記載されている。

(注2) 「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書」
(<http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i40430bj1.pdf>)

(注3) 「金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査」Q15 参照(<http://www.dir.co.jp/Law/t0405.pdf>)